

様

当事業所は介護保険の指定を受けています
(長野県指定 第 2071800631 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

★ 事業の目的

事業所は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて自立した生活を送れるよう、適正な居宅介護支援を提供する事を目的とします。

★ 運営の方針

この事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

又、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう関係市町村とも連携を持ち、利用者の立場に立って公正中立に行われるよう努めるものとします、

- 契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき居宅サービス計画を変更します。

「指定居宅介護支援」 重要事項説明書

1 事業者

- (1) 法人名 合同会社こばやし介護相談室
(2) 法人所在地 長野県千曲市寂蒔 1 2 4 4 - 1
(3) 電話番号 0 2 6 - 2 1 4 - 5 1 7 8
(4) 代表者氏名 代表社員 小林東吾
(5) 設立年月日 平成 2 4 年 4 月 2 日

当該事業の実施について定めてある定款・寄付行為等の条文 第 2 条第 1 項

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的 要介護／要支援状態となった方に対し、
適正な指定居宅介護支援を提供すること。
(3) 事業所の名称 こばやし介護相談室
(4) 事業所の所在地 長野県千曲市寂蒔 1 2 4 4 - 1
(5) 電話番号 0 2 6 - 2 1 4 - 5 1 7 8
(6) 業務執行社員 管理者・主任介護支援専門員
小林利子

3 職員体制

職 種	常 勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
管理者兼 主任介護支援専門員	1 名	1 名	1 名	運営管理とケアマ ネジメント業務

4 事業実施地域及び営業日・営業時間

通常の事業の実施地域 千曲市

営業日及び営業時間 月曜日から金曜日、ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までを除く

受付時間 8 時 3 0 分から 1 7 時 0 0 分

サービス提供時間 8 時 3 0 分から 1 7 時 0 0 分

5 サービス利用料金

- (1) 居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規程に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払ください。(法定代理受領分以外)

1月につき 介護保険法に定める金額(別紙参照)

(2) 前記4のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の方は、訪問時における交通費の実費を徴収することができるようになっています。

(片道概ね1kmごとに20円を徴収させていただきます)

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替(契約書第7条参照)

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合には、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(2) サービスの終了

① 本人のご都合でサービスを終了する場合

いつでもお申し出下さい。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご本人が介護保険施設に入所された場合
- ・介護保険給付でサービスをうけていたご本人の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - * この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご本人が逝去された場合

④ その他

ご本人やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

7 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1)

当事業所は、ご本人の生活と人権を守るため、医療・介護・福祉を基盤とした総合的なネットワークを活用し、住みよい街づくりを目指します。その為、ケアプラン作成時関連する医療機関や主治医との連携を図り、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡を取らせていただきます。

主治医の意見を聴取した場合は、その医師にケアプランを交付します。

入院、受診時等には、その医療機関に当該事業所名及び担当介護支援専門員氏名を伝えていただきますようお願いいたします。(医療保険者証、お薬手帳等に当該事業所の介護支援専門員の名刺を添付する等の対応をお願いいたします。)

(2)

当事業所では、ケアプラン作成のために居宅サービス計画ガイドライン(全社協方式)を使用します。これは、ご本人の身体機能・社会的背景等も踏まえたアセスメントであるため、ご本人の生活全般をとらえ、要望に沿った課題の抽出を行い、自立支援にのっとった、在宅生活が支障なく継続できるためにインフォーマルサービスも含めた支援を行ってゆきます。

(3)

サービス事業者の選定にあたっては、ご本人ご家族のご意向をお伺いし、公平中立に複数の事業所の特性を説明、ご紹介し、ご本人やご家族がサービス事業所を選定するための支援を行います。

(4)

介護支援専門員への研修の実施・月1回以上研修会に参加します。

(5)

前6か月間の居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与について、利用割合や特定の事業所割合を説明し、書面でお渡し致します。

その際、当事業所保管分に署名をお願い致します。(令和6年4月～努力義務)

8 虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

9 ハラスメント対策

【1】 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

【2】 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

1 0 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに事故対応部署において対応するとともに、保険者に報告するものとします。

1 1 個人情報の取扱いについて

利用者及び家族の情報については次の記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することとし、同意を得ない限り用いません

【1】 使用目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合に使用します。

【2】 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は【1】に記載する目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払うこととします。
- ② 事業者は個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておきます。

【3】 個人情報の内容（例示）

- ① 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等、事業者がサービス等を行うために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報
- ② 認定調査票（各調査項目及び特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見
- ③ その他の情報

【4】 使用する期間

契約締結日から契約終了日までとします。

1 2 苦情の受付について

（1） 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 小林利子

受付時間 毎週月曜日～金曜日
8時30分～17時00分

（2） 行政機関その他苦情受付機関

長野市・介護保険課	電話番号	026-224-7891
千曲市・高齢福祉課	電話番号	026-273-1111
長野県国民健康保険団体連合会	電話番号	026-238-1580
長野県福祉サービス運営適正化委員会	電話番号	0120-287-109

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

こばやし介護相談室

住所 千曲市寂蒔1244-1

代表社員 小林 東吾 印

説明者

職名 管理者・主任介護支援専門員

氏名 小林 利子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者

住所

氏名

印

代理人

住所

(続柄)

氏名

印

※ この重要事項説明書は、厚生労働省令の規定に基づき、
利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

こばやし介護相談室居宅介護支援事業 利用料金表

居宅介護支援費（国の算定基準）

区分	項目	単位数
① 基本	要介護1又は要介護2	1,086単位/月
	要介護3～要介護5	1,411単位/月
② 加算	ICT活用又は事務職員の配置を行っている場合 介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人未満	
	要介護1又は要介護2	1,086単位/月
	要介護3～要介護5	1,411単位/月
	初回加算 新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合	300単位/月
	入院時情報連携加算 病院又は診療所に、入院するに当たり当該病院または診療所の職員に対して必要な情報提供を行なった場合	入院当日（Ⅰ）250/月 3日以内（Ⅱ）200/月
	退院・退所加算 退院退所に際し在宅生活への移行に向けた医療機関・介護保険施設等職員と面談その他の方法で連携を行なった場合で、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合	カンファレンス無 連携1回目450単位 連携2回目600単位 カンファレンス有 連携1回目600単位 連携2回目750単位 連携3回目900単位
	ターミナルケアマネジメント加算 末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメント 利用者又はその家族から下記の内容に同意を得たうえで算定します。①ターミナル期に担当ケアマネジャーが通常よりも頻回に訪問すること。②担当ケアマネジャーが状態変化やサービス変更の筆お湯性を把握すること。③把握した身体等の情報を記録すること。④把握した心身の状況等を主治医の医師等やケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ提供すること。⑤必要に応じて主治医等に病状当に関する指示を受けること。 死亡日及び死亡日前日14日以内に2日以上在宅の訪問等を行なった場合（事前に保険者への届け出が必要）	400単位/月
	緊急時等居宅カンファレンス加算 当該病院又は診療所職員と利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い、居宅サービス等の利用調整を行った場合	200単位/月

③ 減算	通院時情報連携加算 医療機関で診察に同席し医師等と情報連携を行いケアプランに記録した場合	50 単位/月
	特定事業所集中減算 正当な理由なく特定の事業所に80%を超えて集中した場合（指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与）	200 単位/月
	運営基準減算 運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合	基本単位数の50%に減算

- ※ 原則、利用者負担はありません。ただし、介護保険料の滞納等により、介護保険給付が当事業所に支払われない場合は、上記の利用料金は1割であることからその10割をお支払い下さい。
- ※ 基本サービス費のみの場合、千曲市は地域区分から「その他」であるため上記単位数に10,000円を乗じた金額が利用者負担となります。
- ※ 事業所が上記加算を算定する場合、千曲市のサービス利用料金計算式は（①の単位数+②の単位数）×10,000円となり、その金額が利用者負担となります。